

# 農業分野における小型無人航空機の利活用拡大に向けた検討会 設置要領

## 1 目的

農業分野のための小型無人航空機の利用にかかる航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づく規制については、規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、各種規制の妥当性や代替手段を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずることとされた。

このため、航空法に基づく規制の改革に向けた円滑かつ迅速な検討に資するよう、農業分野における小型無人航空機の利用実態及び技術開発の現状の把握と、各種規制がリスク回避に寄与する程度の分析を行った上で、これらの規制の代替手段を検討することを目的とする。

## 2 構成

- (1) 委員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、委員のうち委員の互選により選任する。
- (3) 座長は必要に応じて、座長代理を指名することができる。
- (4) 必要に応じ委員以外の者を、オブザーバーとして参加させることができるものとする。

## 3 検討内容

- (1) 農業分野における小型無人航空機の利用実態及び技術開発の現状
- (2) 各種規制がリスク回避に寄与する程度の分析
- (3) 各種規制の代替手段

## 4 議事の公開

検討会は原則として公開とし、検討会終了後、配布資料及び議事概要を農林水産省のウェブサイトで公開する。ただし、検討会が必要であると認めるときは、検討会、配布資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

## 5 運営

- (1) 検討会では、農業分野における小型無人航空機の利活用拡大に向けた検討を行うため、消費・安全局長及び農林水産技術会議事務局長が招集する。
- (2) 検討会の議事進行は座長が行う。
- (3) 検討会の庶務は、大臣官房政策課技術政策室及び消費・安全局植物防疫課防疫対策室が行う。
- (4) 本要領に定めるほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会において定める。

委員名簿

上堀 高和	一般社団法人日本産業用無人機工業会理事
請川 博一	有限会社 Rave Project 代表
梶谷よしみ	株式会社ファーマーズ・リンク代表取締役
河野 敬	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構航空技術部門 次世代航空イノベーションハブ主任研究開発員
河野 勉	北海道農政部生産振興局技術普及課農業環境担当課長
小杉山幸喜	公益社団法人日本航空機操縦士協会ビジネス航空委員会委員
澤浦 彰治	株式会社野菜くらぶ代表取締役
菅谷 俊二	株式会社オプティム代表取締役社長
土屋 武司	東京大学大学院工学系研究科航空宇宙工学専攻教授
長尾 牧	一般社団法人全日本航空事業連合会ヘリコプター部会運航委員会 特別委員
村上 徹也	新潟市農林水産部長